

## 公 募

下記のとおり東海農政局が災害及び突発事故発生時に実施する緊急応急工事の契約候補者への登録を希望する者を公募します。

### 記

#### 第1 目 的

本公募は、国営土地改良事業により造成された農業用施設（以下「国営造成施設」という。）に対して大規模な災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合及び突発事故が発生した場合において、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するための緊急応急工事を行う契約候補者を予め選定しておくことにより、災害等発生時に契約を迅速に締結するための体制整備を図るものである。

#### 第2 工事内容等

- 1 工事名 令和5年度東海農政局緊急応急工事
- 2 工事内容

国営造成施設に対して大規模な災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合及び突発事故が発生した場合において、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するため、緊急的な応急工事を実施する。

#### 第3 応募資格

次に掲げる1から7の全ての条件を満たしていること。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 2 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 東海農政局における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者であること。ただし、契約候補者への登録は、令和5年4月1日時点で東海農政局における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木一式工事」（A等級からD等級）の認定を受けていること。  
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。
- 4 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
ただし、上記3の再確認を受けた者を除く。
- 5 次に掲げる(1)及び(2)に適合する者とする。
  - (1) 緊急応急工事に関する同種工事の実績を有し、かつ工事目的の達成に必要な組織及び人員を有している者。
  - (2) 東海農政局管内に本店、支店又は営業所を有し、次表に示す地域で緊急応急工事の対応が可能であり、契約締結後、直ちに現地に入り作業が可能なこと。なお、対応可能な範囲内で複数の地域を選定できる。

表 「緊急応急工事対応可能地域」

| 県名  | 地域        | 市町村   |
|-----|-----------|---|
| 岐阜県 | 岐阜・西濃地域   | 岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町   |
|     | 中・東濃・飛騨地域 | 高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、飛騨市、郡上市、下呂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村  |
| 愛知県 | 尾張地域      | 名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 |
|     | 三河地域      | 豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村  |
| 三重県 | 三重北部地域    | 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町   |
|     | 三重南部地域    | 伊勢市、松阪市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町  |

6 参加表明書及び技術資料の提出期限から契約候補者（名簿）の決定までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年9月1日付け15海総第456号(理)）に基づく指名停止を受けていないこと。

7 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 第4 応募手続等

##### 1 応募要領の交付期間及び場所

(1) 期 間 令和5年2月2日（木）から令和5年3月1日（水）まで

(2) 場 所 東海農政局ホームページ

<https://www.maff.go.jp/tokai/supply/nnzigyo/index.html>

##### 2 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 本工事に係る契約候補者への登録を希望する者は、応募要領に基づき参加表明書を作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

(2) 提出先 第5の「応募・照会等窓口」に同じ

(3) 提出期間 令和5年2月2日（木）から令和5年3月1日（水）まで

#### 第5 応募・照会等窓口

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

東海農政局 農村振興部 防災課 課長補佐、災害査定官及び  
防災情報係員

T E L 052-223-4640

M a i l tokaibousaika@maff.go.jp

令和5年2月2日

支出負担行為担当官

東海農政局長 小林 勝利